









1. 「共同住宅」及び「共同住宅を含む複合用途」における中間検査の特定工程の概要

	延べ面積 10,000㎡				延べ面積 > 10,000㎡			
	階数 3未満	階数3以上		階数 3未満	階数3以上			
		地階を含む階数が3			地階を除く階数が3以上			
木造	中間検査対象外	中間検査対象外	中間検査対象外	屋根工事	中間検査対象外	中間検査対象外	中間検査対象外	屋根工事
鉄筋 コンクリート造			2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事(全) 1	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事(全) 1			2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事(全) 1	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事(全) 1
鉄骨鉄筋 コンクリート造			2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) 1 の工程が無い場合は中間検査対象外	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) 1 の工程が無い場合は、1階の鉄骨等建て方工事(先)			2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) 1 の工程が無い場合は中間検査対象外	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) 1 の工程が無い場合は、1階の鉄骨等建て方工事(先)
鉄骨造			2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) 3 の工程が無い場合は中間検査対象外	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) 3 の工程が無い場合は、1階の鉄骨等建て方工事(先)			2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) 3 の工程が無い場合は中間検査対象外	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) 3 の工程が無い場合は、1階の鉄骨等建て方工事(先)
その他の構造 ・WRC造 ・膜構造 ・丸太組構法等			2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) 3 の工程が無い場合は中間検査対象外	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) 3 の工程が無い場合は、2階の床工事(先)	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) 3 の工程が無い場合は中間検査対象外	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) 3 の工程が無い場合は、2階の床工事(先)	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) 3 の工程が無い場合は、2階の床工事(先)	
備考	<p>1 床又は梁にプレキャストコンクリート製品を使う場合は、部材を配置する時点が特定工程となる(平成19年7月18日付 国住指第1648号)</p> <p>2 基礎の配筋工事よりも早期に着手する床版工事がある場合は当該床版の配筋工事</p> <p>3 階数が3以上であるが、「2階の床及びこれを支持する梁」が存在しないため、対象外となる</p> <p>注 建築基準法第68条の20の認証型式部材等である建築物であっても、階数が3以上の共同住宅又は共同住宅を含む複合用途で「2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該特定工程」に限り、中間検査の対象となる</p> <p>(先)・・・複数工区ある場合は先行工区のみ検査対象とする</p> <p>(全)・・・複数工区に分ける場合であっても、全工区を検査対象とする</p>							

2. 「共同住宅」及び「共同住宅を含む複合用途」以外における中間検査の特定工程の概要

	延べ面積 10,000㎡				延べ面積 > 10,000㎡			
	階数 3未満	階数3以上		階数 3未満	階数3以上			
		地階を含む階数が3			地階を除く階数が3以上			
								
木造	中間検査対象外	中間検査対象外	中間検査対象外	屋根工事(先)	中間検査対象外	中間検査対象外	基礎の配筋工事 2 (先)	屋根工事(先)
鉄筋 コンクリート造				2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事(先) 1				2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事(先) 1
鉄骨鉄筋 コンクリート造				1階の鉄骨等建て方工事(先)				1階の鉄骨等建て方工事(先)
鉄骨造				1階の鉄骨等建て方工事(先)				1階の鉄骨等建て方工事(先)
その他の構造 ・WRC造 ・膜構造 ・丸太組構法等				2階の床工事(先)				2階の床工事(先)
備考	<p>1 当該工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事(平成19年東京都告示第765号4(1)イ)</p> <p>2 基礎の配筋工事よりも早期に着手する床版工事がある場合は当該床版の配筋工事</p> <p>注 建築基準法第68条の20の認証型式部材等である建築物又は建築基準法第85条の適用を受ける建築物については、中間検査の対象外とする</p> <p>(先)・・・複数工区ある場合は先行工区のみ検査対象とする</p> <p>(全)・・・複数工区に分ける場合であっても、全工区を検査対象とする</p>							